

プロトコル A-2

成分・用法・用量が同一の薬剤への処方変更

1. 内容

薬剤の供給停止や後発品の採用変更、等に伴い効能・効果や用法・用量が同一である薬剤に変更が必要と判断した場合に、薬剤師は以下の変更入力を可とする。変更入力に際して、薬剤師は電子カルテの代行入力オーダーにより処方変更を行い、かつ変更理由について記載する。また、医師は処方変更を確認し、薬剤師の代行入力に対する承認を行う。

① 銘柄変更

例 1 グラニセトロン点滴静注用バック 3mg 「NK」
→ グラニセトロン点滴静注用バック 3mg 「HK」

例 2 セレコックス錠 100mg → セレコキシブ錠 100mg 「ファイザー」

② 剤形変更

例 リリカ カプセル 75mg → リリカ OD 錠 75mg

③ 規格変更

例 フェブリク錠 20mg 0.5 錠 → フェブリク錠 10mg 1 錠

2. 実施の流れ

